

文部科学省による教員の勤務実態調査速報値に対する執行委員長見解

2023年4月28日、文部科学省は、「教員勤務実態調査（2022年度）集計（速報値）」を公表した。

調査結果によると、平日の在校等時間と持ち帰り時間を合計した平均は、小学校で、11時間22分（時間外3時間37分）、中学校で、11時間33分（同3時間48分）であった。

時間外勤務を1か月（20日）で計算すると、小学校で、72時間20分、中学校で、76時間であり、いずれも給特法及び条例等にもとづく上限時間（月45時間）を大きく上回っている。また、休日分を加えると、過労死ラインの80時間を超え、特に中学校では100時間を超えている。

改正給特法が施行されてから3年が経過したにもかかわらず、長時間労働の解消にはほど遠い状況であることが証明された。

文部科学省は、教職員の精神疾患や、離職、欠員を減らすとともに、志望する若者を増やすためにも、正規の勤務時間内に授業の準備や成績処理等を終わらせるような業務量にすべきである。そのためにも、早急な業務削減と持ち授業時間数の上限を決めるなどの定数改善が不可欠である。

今回の速報値の公表に先立って行われた文部科学省の調査研究会等では、給特法について、あくまで枠組みを維持し、教職調整額の見直しや新たな手当の創設等を行うべきとの意見が挙げられている。

しかし、教員は生活指導や保護者対応など様々な業務に追われ、授業の準備や成績処理等を正規の勤務時間外に行わざるを得ない現状にある。処遇面の措置だけで長時間労働は解消されない。

当面の措置として、時間外勤務に対する手当の支給を行うとともに、抜本的な定数改善を行い教員の数を増やすべきである。

市教組は、大阪教組・日教組に固く結集し、教員の定数改善を求めるとともに、給特法の改正に向けて取り組みを強める。

2023年 4月28日
大阪市教職員組合
執行委員長 松岡 誠